

建仕仕様書

凍結防止剤散布車（乾式 3 t 級、4 × 4）仕様書

令和 7 年度

凍結防止剤散布車（乾式 3 t 級、4 × 4）仕様書

概 要

この仕様書は、凍結防止剤散布車（乾式 3 t 級、4 × 4）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については岩手県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

目 的

本建設機械は、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路の凍結を防止する凍結防止剤散布作業に使用するものである。

1. 性 能（JCMAS T008 性能試験）

- | | |
|--------------|--|
| （１）散布幅 | 最小 3.0 m 以下～最大 7.0 m 以上
（切換 5 段階以上） |
| （２）散布量 | 最小 15 g/m ² 以下～最大 50 g/m ² 以上
（切換 5 段階以上） |
| （３）作業速度 | 最小 5 km/h 以下～最大 40 km/h 以上 |
| （４）ホッパ容量 | 2.5 m ³ 以上 |
| （５）散布剤積載量 | 塩 3,000 kg 以上 |
| （６）運転室内騒音レベル | 「騒音障害防止のためのガイドライン」
（厚生労働省 平成 4 年 10 月 1 日、基発第 546 号）第 I 管理区分に準ずる。
（測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による） |

2. 主要諸元

- | | |
|------------------|--------------|
| （１）全 長 | 7,000 mm 以下 |
| （２）全 幅 | 2,500 mm 以下 |
| （３）全 高（黄色灯火上端まで） | 3,400 mm 以下 |
| （４）車両総質量 | 12,000 kg 以下 |

なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外
は、本車両総質量に含むものとする。

- | | |
|--------------------|---------|
| （５）最小回転半径（最外側車輪中心） | 8.0m 以下 |
| （６）乗車定員 | 2 人 以上 |

3. 車 体

(1) 機 関

形 式

水冷、ディーゼル機関

最高出力

150 kW 以上

(2) 動力伝達装置

主変速機

前進 6 段、後進 1 段 以上

(3) 駆動方式

形 式

総輪駆動式

(4) タイヤ

形 式

スタッドレスタイヤ

(5) かじ取装置

形 式

倍力装置付

(6) 運転室

構 造

全鋼製密閉形

ハンドル位置

右ハンドル

4. 作業装置

(1) 形 式

散布量車速同調制御式

(2) 散布対象薬剤種別

塩（原塩、粉碎塩）

ただし塩化カルシウム積載時も散布量車速同調制御が行えること

(3) ホッパ

鋼板溶接構造

ホッパカバー又は蓋

手動開閉式

(4) 確認装置

- ・ホッパ残量確認窓（ホッパ前方のみ）
- ・吐出又は散布確認装置

5. 計器類

(1) 運行記録計（140km/h、機関回転数記録、7 日計）

1 式

(2) 速度計、機関回転計

1 式

(3) 燃料計

1 式

(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯

1 式

(5) 水温計

1 式

(6) 充電警告灯

1 式

(7) 空気圧計又は警告灯

1 式

6. 照明装置類

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 前部霧灯 | 1 式 |
| (2) 黄色灯火 (散光式 LED タイプ) | |
| 運転室上部前方 全幅 800～1,200 mm 以内 | 1 灯 |
| (運転席室内パイロットスイッチ付) | |
| 車両後方上部 全幅 1,500～1,800 mm 以内 | 1 灯 |
| (運転席室内パイロットスイッチ付) | |

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|--|-----|
| (1) バックブザー (後方 1m において、音量 80 d B (A) 以上) | 1 式 |
| (2) カーヒータ (温水式、デフロスタ付、エアコン付) | 1 式 |
| (3) サンバイザー (助手席側・BOX 付) | 1 式 |
| (4) スノーブレード (全) | 1 式 |
| (5) AM/FM ラジオ | 1 式 |
| (6) 床マット (ゴムタイプ) | 1 式 |
| (7) ドライブレコーダー | 1 式 |
| (8) スペアタイヤ (スタットレスタイヤ・ホイール・取付台付き) | 1 式 |
| (9) バッテリースイッチ (防水ボックス付) | 1 式 |
| (10) 接近注意・散布車 (カッティングシール) (後部) | 1 式 |
| (11) 岩手県県土整備部・管理番号・その他 (別紙) (黒色文字) | 1 式 |
| (12) サイドバンパー (ステンレス製) | 1 式 |
| (13) 散布剤飛散防止用カバー (後部下部) | 1 式 |
| (14) 車幅灯 (LED) (黄色) (車両側面中、後方左右) | |
| (運転室内パイロットスイッチ付) | 4 灯 |
| (15) 作業灯 (LED) (黄色) (ホッパー内確認 1 灯以上・後部左右 2 灯以上) | |
| (運転室内パイロットスイッチ付) | 1 式 |
| (16) 車輪止め | 1 式 |
| (17) ホッパカバー (全面シート開閉手動タイプ) | 1 式 |
| (18) 整流板 (車輛本体後部上部取付) | 1 式 |
| (散布装置に雪等付着防止装置がある場合は (18) 除外する) | |
| (19) カメラ (後方用) | 1 式 |
| ※ (運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること) | |
| (20) モニタ (7 インチ以上 (カラー) (振動等により損傷しないこと) | 1 式 |
| ※ (運転室内前方に取付け、オペレータの視界を妨げないこと) | |

7-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|------------|-----|
| (1) 標準付属工具 | 1 式 |
| (2) 取扱説明書 | 1 部 |
| (3) 部品表 | 1 部 |
| (4) 履歴簿 | 1 部 |

8. 塗 装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない。

防錆および塗装

- (1) 車両側底面（シャーシ・装置）
塩害塗装（塩水噴霧試験 500 時間以上）

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

14-5 付属装置及び付属品等に関する取付位置は別途協議とする

14-6 自賠責保険料は別途支払うものとする。それ以外の登録及び納車費用は購入価格にすべて含めるものとする。

別圖-1

